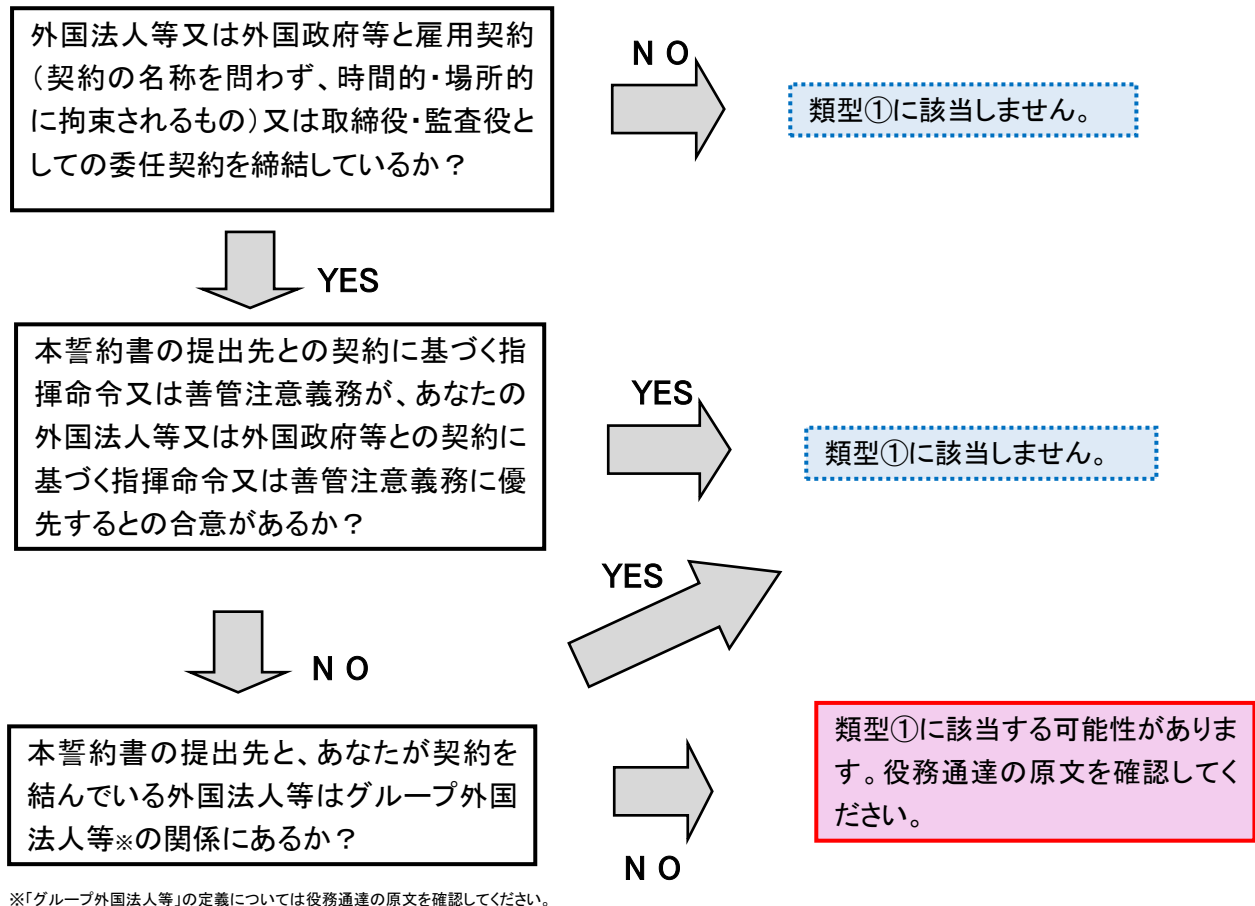


特定類型該当性確認のための簡易YES/NOチャート

※ 本資料は、新規に雇用される従業員の方が、特定類型該当性に関する誓約書を記載する際に、自身の該当性を確認するために補助的に使用することを想定したものです。特定類型該当性の要件に関する正確な文言は、必ず役務通達（「外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規程に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」（平成4年12月21日付け4貿局第492号））の原文を確認してください。

■ 特定類型①: 外国政府や外国法人と雇用契約等を結んでいる場合



■ 特定類型②: 外国政府等から経済的利益を受けている場合

